

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第79回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年6月23日（金）14時00分～15時15分
於・総務省 第3特別会議室（11階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川瀆 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、
藤井 威生、山下 東子、吉田 裕美子

第3 出席した関係職員等

冨永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課
長、竹村事業政策課長、藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、
荻原電気通信技術システム課長、廣重電気通信技術システム課番号企画室長、
鳥居電気通信技術システム課認証分析官

第4 議題

- (1) 部会長の選任及び部会長代理の指名について
- (2) 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について
- (3) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部
改正について【諮問第3092号】

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正について
【諮問第3093号】

ウ 電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定につ
いて【諮問第3094号】

エ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3095号】

- (4) 報告事項

ユニバーサルサービス交付金制度に基づく合算番号単価の修正について

開 会

○東情報流通行政局総務課課長補佐 時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。ただいまから、第79回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、4月18日に任命されてから初めての会合でございますので、皆様の互選によって部会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を進めさせていただきますと思います。

本日は、委員の8名中7名が出席されておりますので、定足数を満たしてございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議 題

(1) 部会長の選任及び部会長代理の指名について

○東情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、まず部会長の選任をお願いさせていただきますと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任する旨を定めてございますが、どなたかご推薦等はございますでしょうか。

○大谷委員 はい。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 よろしく申し上げます。

○大谷委員 大谷でございます。部会長ですが、やはり新美委員をご推薦したいと思っております。もちろん、民法の学者として法律に通じていらっしゃるの当然のことですし、長年の間、電気通信分野において消費者保護に関する政策をご担当されていらっしゃいました。具体的には、電気通信消費者支援連絡会の座長を務められ、それから、ICTサービス安心・安全研究会の座長なども歴任されていらっしゃいまして、電気通信行政全般にご造詣が深く適任と思われまして、お願いしたいと思います。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 ただいま、大谷委員から新美先生を部会長にということのご推薦がありました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。新美先生、よろしくございましょうか。

○新美委員 お受けさせていただきます。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　　ありがとうございます。それでは、新美委員を電気通信事業部会部会長に選任することとし、この後の議事の進行につきましては、新美部会長にお願いをしたいと思ひます。

それでは新美部会長、部会長席にお移りいただき、進行をお願いいたします。

(新美部会長、部会長席へ移動)

○新美部会長　　ただいまご選任をいただきました、明治大学の新美でございます。議事の開始に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

皆様周知のことで改めて申し述べるまでもありませんが、電気通信事業と申しますのは目まぐるしい進展をしております。技術の進歩に伴いまして事業者の事業も多彩な展開を示しておりますし、電気通信事業という概念でおさまりきらないような、バウンダリーもどんどん拡大しているというのが現状かと思ひます。

そういう現状を踏まえまして、当部会において当面検討すべき課題をざっと思ひ浮かべてみましても、昨今の状況下で出てきますように、電気通信事業者間の接続料をどうするか、あるいはユニバーサルサービス交付金制度といったものをどうするのかということも、そうした中で具体的に浮かび上がってきていると認識しております。

こうした課題に対して、行政として即応できる措置をどう講じていくべきかということにつきまして、皆様方の知見を可能な限り集約するよう努力いたしますので、ぜひご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

率直な意見交換ができることを目指して進行役を務めたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事を進めさせていただきます。

まず、私が部会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする部会長代理を決めておきたいと存じます。

部会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第5項の規定により部会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと存じます。部会長代理には川濱委員にお願いしたいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

ぜひよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございます。それでは、どうぞ川濱委員、部会長代理席にお移りいただきたいと思ひます。

(川濱部会長代理、部会長代理席へ移動)

○新美部会長　　それでは、川濱委員につきましては、部会長代理として一言ご挨拶いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○川濱部会長代理　　どうも川濱でございます。今のご指名を得て、部会長代理として、必要な場合には新美部会長を補佐し、また委員の皆さんのご協力を得た上

で、的確に審議を進めるべく尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○新美部会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について

○新美部会長 続きます、部会のもとにございます委員会の構成員と主査の指名を行いたいと思ひます。委員会の構成につきましては、委員就任の内諾をいただく際に、事務局から就任の件とあわせてご相談をさせていただいておると聞いております。

それでは、各委員会の名簿の配付をお願ひいたします。

(委員会所属一覧を配付)

○新美部会長 名簿にお目を通していただけたらと存じますが、私といたしましては、お配りした一覧表にございますように、このような案でご所属いただきたいと考へておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 どうもありがとうございます。

それでは、一覧表に示したとおり指名させていただきますので、今後の委員会の運営をよろしくお願ひいたします。

(3) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について【諮問第3092号】

○新美部会長 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。

議事次第にございますように、本日は諮問事項4件、報告事項1件でございます。まずは諮問事項、諮問第3092号、電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について審議いたします。

まずは、総務省からご説明をお願ひいたします。

○内藤料金サービス課企画官 それでは、お手元の資料79-1に基づき説明させていただきます。

まずは1枚おめぐりいただければと存じます。諮問書でございます。こちらは今回の内容ですけれども、電気通信事業法の34条第3項第1号ホ及び第2号の規定による第二種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項並びに法38条の2の規定による卸電気通信役務に係る省令委任事項を定めるために、電気通信

事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正することとさせていただきますというものになります。

次のページにお進みいただければと存じます。まず、今回の改正の背景についてご説明をさせていただきますと存じます。

まず、電気通信事業法に基づきまして、第二種指定電気通信設備、これは移動系のものでございますけれども、こちらを設置する電気通信事業者、第二種指定設備設置事業者とさせていただきますけれども、こちらにつきましましては、接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等や、卸電気通信役務の提供等の届出の義務を負っております。

総務省におきましては、昨年末から第二種指定電気通信設備に関する接続や卸電気通信役務の業務の状況についてアンケート等の調査を行いましたところ、MVNOからさまざまな課題に関するご意見をいただきました。その結果は別添1として添付させていただいておりますが、大部になりますので、本日の説明は割愛させていただきますと存じます。

そちらのさまざまな課題を受けまして、第二種指定電気通信設備に係る接続及び卸電気通信役務の提供条件の透明性・適正性等を確保して、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、接続約款の記載事項及び卸電気通信役務の届出事項を追加するとともに、第二種指定電気通信設備設置事業者がデータ伝送交換機能に関し取得すべき金額の算定方法を追加するなどの省令等の改正を行わせていただくものでございます。

続いて、概要の説明に移らせていただきます。

諮問事項といたしましては、2つの省令において改正事項がございます。まず、電気通信事業法施行規則におきましては、接続約款記載事項の追加と卸電気通信役務の提供の業務に関する届出事項の追加の2つがございます。

まず、(1)の接続約款記載事項の追加につきましては、データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とする事項について、接続約款に記載することにより、提供条件の透明性等を確保するものでございます。具体的な内容としましては、標準的な役務利用管理システム、こちらはサービスの利用の開始、変更、廃止等の管理を行うためのシステムの機能及び料金、SIMカードの種類ごとの機能、そして、ネットワーク障害などサービス提供に生じた障害に関する情報の通知責任となります。

次に、(2)の卸電気通信役務の提供の業務に関する届出事項の追加については、卸電気通信役務の提供を受ける者の業務に与える影響の大きい、先ほども出てまいりました役務利用管理システムとSIMカードについて、不当な差別的取り扱いが行われていないかを確認できるようにするため、総務大臣に対する届出事項

とするものでございます。

次に、2、第二種指定電気通信設備接続料規則につきましては、データ伝送交換機能の区分、そして、その接続料の算定方法と接続料の計算等の3つについて改正事項がございます。

まず、(1)のデータ伝送交換機能の区分では、データ伝送交換機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素が3つあると思っております、それぞれに接続料の算定方法を定めるために、区分を設けるものでございます。もともと、この①というものがあつたものですが、これに加えて②と③、例えばネットワーク設備に関する情報の管理や、利用者の端末の認証などをつかさどる回線管理機能と呼ばれている機能と、SIMカードの提供に係るものを設けて、こちらにつきまして、(2)の算定方法のところでは算定方法を規定する形としております。

この2つの新しい機能についての特徴といたしましては、回線管理機能については回線数を分母として、SIMカードについてはSIMカードの枚数を分母として接続料を算定することとしております。これらの機能につきましては、現在のところ各事業者の接続約款に料金が記載されているものではございますけれども、先ほどの総務省の調査におきまして、MVNOから料金額の妥当性が不透明ではないかといったご意見がございまして、本規則に位置づけることにより、適正な原価と適正な利潤を超えない額が設定されているかということをごきちん確認ができるように確保するものでございます。

接続料算定の原則では、接続会計に基づいて原価を算定し、事後的に、実績の需要に基づきまして遡及して精算を行う仕組みとなっておりますけれども、SIMカードにつきましては、(2)の「また」という段落で書いてございまして、実際の調達費用にSIMカードの管理及び提供に要する費用として合理的に算定された原価にデータ伝送交換機能と同様の利潤を加えて、簡便に接続料の原価と利潤を算出する方法を定めまして、この場合には、(3)にございまして、事後的な精算を行わなくてもよいという方法を設けております。

原則としての接続会計に基づく算定方法もできるのですが、調達費用を把握して、それに基づいて枚数で割って計算するやり方ができるということでございます。

なお、(3)の括弧書きにございまして、この簡便な方法による場合にも、毎事業年度算定根拠を提出していただき、適正な原価に基づくものであることを総務省で確認できるようにしております。

最後に、Ⅲの施行日等でございます。この省令は、(1)にありますとおり公布の日から施行することとしておりますけれども、第二種指定電気通信設備の接続

料におきましては、先ほどちょっと触れました16条の規定によりまして、遡及精算が行われる仕組みとなっておりますので、(2)に記載してありますとおり、これから接続料の計算が行われます平成28年4月以降の接続料の算定期間から適用することとしております。ただし、SIMカードの提供に係る接続料につきましては、現行運用上は遡及精算を行う仕組みとなっておりますので、平成30年4月、すなわち来年度の接続料から適用することとしております。また、接続約款の変更の届出は、施行日から3カ月以内に、卸電気通信役務の変更の届出は施行後遅滞なく行うこととしております。

以上が諮問事項でございますけれども、諮問事項以外にも、総務省で行った調査の結果を踏まえて、省令等の改正をあわせて行わせていただく予定でございます。

まず、施行規則につきましては、網改造料と呼ばれる個別の開発や複数事業者で案分する機能につきましては算定方法を接続約款に記載すること、そして、二種接続料規則で今回新たに設けた回線管理機能やSIMカードについて、算定根拠の様式を設けることとしております。

次に、報告規則におきましては、第二種指定電気通信設備設置事業者の特定関係法人についても、役務利用管理システムとSIMカードについて、卸電気通信役務の報告事項と位置づけております。

このほか情報開示告示というものがございますけれども、そちらにおきまして、障害情報の通知、役務利用管理システムやSIMカードの機能追加・変更、網改造料の見込み額、端末接続試験の費用、接続料の算定根拠情報についての情報開示をすることを定めることとしております。

資料79-1についての説明は以上でございます。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見ございましたらご発言願います。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　　携帯分野全般、あるいはMVNOで新しい競争が進みつつあるという現状において、より競争を促進していくということでいろいろな施策が始まっていると思います。競争の進展に伴い、おそらく新しい課題が出てくるので、いろんな規則を、競争環境を整備するために今後とも見直していくという状況にあると思います。それはわかるし、説明頂いた各施策、それぞれよくわかりました。

1つは、この中で、例えば料金算定方法等を明確にするとか、幾つかのルール改正があると思いますが、省令や規則を変えることにおいて、実際、具体的に何が変わるかということ、事例として枚数にするとか回線数にするとか示されてあるところもありますが、個々事例についての判断内容がどこで定まるものなのか、

接続委員会に、個別の算定方法等について議論がおりてくることもあるのか、具体的内容がどのように定まっていくかについて、教えていただきたいと思います。

○新美部会長　それでは、ご回答をお願いします。

○内藤料金サービス課企画官　今回、我々のほうでいろいろ調査して、課題のうちの全ては実は省令化できておりませんが、今回、まず取り急ぎこういった省令化等ができるものについてルール化して諮問させていただいております。

事業部会として、先ほどの接続料規則であるとか施行規則の約款記載事項等について諮問事項となっておりますけれども、このうち、接続に係る部分というのが接続委員会での専門審議事項という形になっておりまして、具体的には、後ほどご紹介もありますけれども、意見募集を経た後、その結果を踏まえて、審議を接続委員会で行う形となります。その意見募集結果を踏まえた報告を接続委員会から最終的に事業部会にさせていただき、そちらでもう1回ご審議いただいた上で答申をいただければと考えているところでございます。

今回の部分で申しますと非諮問事項があるということで、ここは厳密には、そもそも事業部会の諮問事項でもない部分がございます。それがそのほかに書いてあるところでございます。あと、諮問事項のうちの、ちょっとややこしいのですが、卸電気通信役務に関することというのは、形式的には接続に関する事項ではないので、こちらは事業部会のみに係る事項という扱いになっております。

このような趣旨でよろしかったでしょうか。

○佐藤委員　ざっと概要わかりました。ありがとうございます。

○新美部会長　やや手続的には複雑な様相を示しておりますが、ご理解いただければと思います。

ほかにご意見、ご質問ございましたらよろしくをお願いします。

○川濱部会長代理　今のご質問に関連してなんですけれども、今回の改正が具体的にどのように影響を持つかという点について確認させてください。MVNOに関しては、法的な形態としては、接続によるものと卸によるものがあるかと思うのですが、私、卸がどの程度あるかという実態ははっきり把握していませんが、卸によるものも少なからずあるとしたら、今回の接続に関する明瞭化によって、それが卸の契約に対してどの程度影響があるのかなというのが、まず気になった点でございます。

○新美部会長　では、よろしくをお願いします。

○内藤料金サービス課企画官　ご指摘のとおり、MVNOがMNO、第二種指定電気通信設備設置事業者のネットワークを利用するに際しては、事業法上、接続と卸と2つの形態がございます、主にルールをきちっと決めてあるのが接続の

部分、卸というのは、基本的に相対での契約ができることになっております。接続は、接続約款に基づく業態ということで完全に平等であるけれども、卸は相対で決められるけれども、不当な差別的取り扱いがある場合には業務改善命令の対象となるといったものになっております。

実態でございますけれども、今、まずは接続と卸では、このように条件が異なり得るものであるのですが、現状、第二種指定電気通信設備設置事業者の卸の条件は、おおむね接続約款で定めているものと同じものとなっております。それは実態上そうなっているということでございます。

つきましては、今回、もちろん接続料等についての規律を設けるわけですが、その効果は各事業者で判断されることではございますけれども、基本的に卸にも、最低保障約款的な意味合いとしてある程度反映されるということ、我々としては期待しておるところでございます。

以上でお答えになっておりますでしょうか。

○新美部会長　よろしいでしょうか。

○川濱部会長代理　はい。

○新美部会長　ほかにご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、ただいま少し言及がございましたが、当審議会の必要的な諮問事項と諮問を要しない事項で構成されているところでございます。これらの報道発表及び意見招請等の取り扱いについて、総務省からご説明をお願いいたします。

○内藤料金サービス課企画官　ご紹介いただきましたとおり、今回説明した改正等は諮問事項である電気通信事業法施行規則と第二種指定電気通信設備接続料規則のほかに、諮問を要しない電気通信事業法施行規則、報告規則、告示及びガイドラインの改正がございます。このため、報道発表及びパブリックコメントの招請につきましては、総務省から一体として実施させていただければと存じます。その際、施行規則の改正のうちの接続約款記載事項の追加、二種接続料規則の改正につきましては、本審議会の接続に関する議事手続規則を踏まえまして、2度の意見募集を実施させていただければと存じます。

また、あわせて情報開示告示についても、同様に2度の意見募集とさせていただければと考えております。

○新美部会長　今ご説明がありましたように、この案件の取り扱いの手順でございますけれども、本件の報道発表及び意見招請につきましては、ただいまの総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含めて総務省が実施することを当部会で決定いたしまして、当部会としては、諮問された案に対して提出された意

見を踏まえ、必要的諮問事項のうち第二種指定電気通信設備との接続に係るものについては、接続委員会においても検討いただいた上で、その後に答申をまとめることとしてはいかがかと考えておりますが、よろしいでしょうか。どうぞご意見ございましたら。

そのような手順を踏みたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 皆様ご承認いただいたということですので、その旨決定することといたします。

また、意見招請でございますが、明日6月24日から7月24日月曜日まで、ちょうど丸々1カ月間、必要的諮問事項のうち第二種指定電気通信設備との接続に係るものについては、その後の2回目の意見招請を総務省において実施していただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正について【諮問第3093号】

○新美部会長 次の議題に移りたいと思います。諮問第3093号、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の一部改正についてでございます。この案件につきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○鳥居電気通信技術システム課分析官 資料79-2に基づき説明させていただきます。

本年4月に成立した電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律により、測定器などの較正期間を緩和し、その時代における測定器等の信頼性などに応じて3年を上限に総務省令で定めることができるよう改正されたため、省令委任事項の内容その他を定めようとするものであります。

4ページ目、諮問の概要について説明いたします。まず、背景や経緯を含めて説明します。

電気通信事業者のネットワークに接続する端末機器は、ネットワークに障害を与えたり、他の利用者の通信に迷惑を及ぼさないよう、原則、総務省令で規定された基準に適合することが必要となっております。総務省令で定められた技術基準に適合する端末機器であるか否かの審査は、総務大臣の登録を受けた登録認定機関が行うこととなっており、技術基準に適合していれば、それを証明するマークを表示する端末機器の基準認証制度が運用されております。

登録認定機関が行う端末機器の審査や端末機器メーカーが自ら行う技術基準適合自己確認では、測定器を使用して端末機器の電気的特性を測定し、技術基準に

適合するものであるか否かを検証します。このとき、当然のことながら測定器が正確な値を示すことが前提となります。測定器は、日々の経過などにより測定値の誤差を生じ、正確な値からずれていく性質があります。そのため、測定器には定期的にずれを確認し補正する管理が重要とされています。一般的に、測定器のずれを確認することを較正と呼んでおります。そのため、電気通信事業法では、較正して1年以内の測定器を用いて端末機器の試験を行うことを求めておりました。

しかしながら、近年製造される測定器は、デジタル技術などの進展により格段に安定性が高まってきており、較正して1年を超えても精度を維持できるようになってきております。このような背景により、測定器などの較正期間を緩和する制度の見直しをすることとなりました。

以上が経緯であります。

5 ページ目、お願いします。電気通信事業法の改正の内容です。このような朱書きの部分が法律の改正で追加された部分であります。原則、較正期間は1年とするものの、測定器その他の設備のうち、総務省令で定める条件に該当するものであれば、1年を超え3年を超えない範囲で、総務省令で定める期間に較正の間隔を延ばすことができる規定となりました。

6 ページをお願いします。測定器等の較正等の期間を延長する規定の整備について説明いたします。

本件諮問の具体的中身の部分でありまして、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則に新たに条文を追加する改正により、法律の委任事項を定めるものです。改正の内容について説明します。

この図の左下の表の部分ですけれども、9つの測定器その他の設備が、登録認定機関が端末機器の認定に使用するものとして法律で規定されています。

まず1点目ですが、較正期間の延長の適用は、製造から10年以内のものとなりました。製造から10年を超えたものについては、従前どおり1年となります。その理由ですけれども、測定器メーカーの修理対応は、製造終了後大体7年から10年となっておりまして、おおむね製造から10年を超えるとさまざまな劣化が発生して、その影響を受けやすくなってくるという考えからのものであります。

2点目ですが、一の電圧電流計、三のインピーダンス分析器、四の絶縁抵抗計については、被測定信号をデジタル処理するもの、かつ測定値をデジタル表示するものであれば誤差の発生が少ないことから2年に延長としました。また、九の発振器については自己較正等機能を内蔵したものもありまして、この機能を持ったものであれば誤差の発生は相当程度抑えられることから、これについても2年に延長することとしました。

この4つ以外の測定器その他については、機能も内蔵回路も以上のものに比べて複雑なものになっておりまして、1年を超えても安定した測定性能を維持できることが現時点において確認できなかったため、今回の改正においては、これまでどおり1年としております。

なお、測定器などの較正期間が、省令に委任された趣旨を踏まえて延長対象とする測定器等の見直しについては、今後も必要な時期に行うものと考えております。

7ページ目であります。7ページ以降でありますけれども、新旧対照表について簡単に説明いたします。今説明しました内容を、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の第5条の2に新たに規定したいと考えております。

それ以外の改正が幾つかありますけれども、それらについては第5条の2の新設に付随するものでありまして、諮問を要しないとされている事項であります。具体的には、帳簿の記載事項など事務的手続を規定するものが大半であります。

説明は以上であります。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明いただいたことにつきまして、ご意見、ご質問ございましたらご発言をお願いします。

では、山下委員、お願いします。

○山下委員　　お聞きしたいことが2点ありまして、お願いいたします。

まず1点目ですけれども、今回、規制緩和といいますか、あるいは規制の簡素化ということになるかと思うのですけれども、その規制緩和は登録認定機関さんから要望があって見直しをされたのか、あるいは総務省の当該の係の方が、もうそろそろ機械がよくなっているからいいじゃないかとお考えになって提案をされているのか、そのあたりの経緯を教えてくださいました。

また、もう1つは、較正を行う機関にとっては、1年から2年に延びると仕事が減ると言うのとあれですけれども、少なくなりますね。そういう意味で、較正をするのは一体、誰何だろうかということを知りたいと。それはメーカーなのか、またさらに第三者機関があるのかということでございます。

ありがとうございます。

○新美部会長　　では、2点についてご回答をお願いします。

○鳥居電気通信技術システム課分析官　　まず1つ目ですけれども、これについては登録認定機関の一部からそのような要望はありました。あと、それについて、こちらでも実態とか測定器の現状を踏まえて、いろいろと測定器メーカー等にヒアリングしたりして、やはり緩和することも適当だろうと。そういう意味でいうと、両方あったという答えになると考えております。

2つ目ですけれども、実際には正確で精密な原器を持っているなど較正等の業

務を行っている機関があります。そういう意味では、その機関にとっては仕事が減るということは多少はあるだろうと思いますが、必要なものとして適切な期間に行うものであることは変わりませんので、そのように考えます。

○新美部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○山下委員　はい。ありがとうございます。

○新美部会長　ほかにご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ、藤井委員、お願いします。

○藤井委員　今回、一と三と四と九が安定している機器で、2年に延ばすのは非常にいいことだと思うのですが、今後、ほかの機器も延ばす可能性があるというお話をされたかと思うのですが、そのあたりの手続は、やはりヒアリングとか、もしくはデータとりをやって決めていくのでしょうか。それとも、また何か別なステップが踏まれるのか、そこを教えていただきたいのですが。

○鳥居電気通信技術システム課分析官　実際にそのときの機器の性能とか、それに応じて検討その他がありますので、当然慎重に詳細に状況を把握して、多くの人の見解等を踏まえて検討していこうと思っております。

○藤井委員　じゃ、今回はかなり安全サイドで、まずはここをスタートさせて、あとは今後の様子を見ながらという形とっていいのですかね。

○鳥居電気通信技術システム課分析官　そのとおりです。法律の3年という趣旨は、当面3年の中で対応できるだろうという考えでなっております。

○藤井委員　わかりました。ありがとうございます。

○新美部会長　よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。測定機器というのは、そういう意味ではかなめになりますので、慎重な対応をしていくということですので、その点をご理解いただけたかと思えます。

それでは、本件につきましては、当審議会の必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されております。これらの報道発表及び意見招請等の取り扱いにつきまして、総務省からご説明をお願いいたします。

○鳥居電気通信技術システム課分析官　繰り返しになりますけれども、本件は審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されております。これらは密接に関係しておりますので、報道発表及び意見招請につきましては、必要的諮問事項の部分も含めて、一体として総務省で実施したいと考えております。

お認めいただければ、意見招請は明日24日から1カ月間、7月24日までのスケジュールで実施し、意見招請の結果を踏まえて答申をいただきたいと考えております。

○新美部会長　ありがとうございます。これは諮問事項アと同じような扱いのご提案でございまして、本件の報道発表及び意見招請については、総務省からただいま提案がありましたように、必要的諮問事項の部分も含めて総務省が実施することをこの部会で決定し、当部会といたしましては、諮問された案に対して提出された意見を踏まえまして答申をまとめることとしては思っておりますが、その扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　ありがとうございます。では、皆様のご承認を得て、その旨決定することといたします。また、意見招請はただいま事務局から説明がありましたように、明日6月24日から7月24日まで総務省において実施していただければと存じます。どうもありがとうございます。

ウ　電気通信事業法第41条第3項の規則に基づく電気通信事業者の指定について【諮問第3094号】

○新美部会長　続きまして諮問第3094号、電気通信事業法第41条第3項の規定に基づく電気通信事業者の指定について、総務省からご説明をお願いいたします。

○荻原電気通信技術システム課長　それでは、資料79-3を使用して説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、1ページ目が諮問書となっております。今回の諮問につきましては、電気通信事業法第41条第3項の規定に基づきまして、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を指定するということについての諮問でございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目に概要をまとめてございます。本件は、4月1日にニフティ株式会社が再編されたことに伴いまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きな電気通信役務を提供するものとして、電気通信事業法の技術基準の適用対象となる電気通信事業者を告示により指定することについて諮問するものでございます。

ちょっと字ばかりでわかりにくいので、5ページをまずごらんいただきたいと思います。説明資料を用意しております。

まず、5ページの下の方に表がございすけれども、これは電気通信事業法の技術基準関連規定の適用関係をまとめたものでございます。電気通信事業法の技術基準適合維持義務、一番左側にございますが、それと、これを担保するために設けられている関連規定、右の4つについての適用関係をお示ししております。これにありますように、従来、電気通信回線を設置する事業者に対して技術基準

適合維持義務を課しておりましたが、上の箱の2点目でございますように、重大な通信事故の増大がございまして、そういった状況を踏まえて、平成26年に電気通信事業法を改正いたしまして、翌年施行しております。電気通信回線を設置していない事業者につきましても、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務、具体的には有料サービスを100万人以上の加入者に提供していることを基準としておりますけれども、そのような役務を提供する事業者につきましては告示で指定できることといたしまして、指定された電気通信事業者を技術基準適合維持義務の対象とするところといたしております。

1枚ページをめくっていただきたいと思っております。この規定に基づきまして、総務大臣が平成27年8月にニフティ株式会社を指定したというところでございますが、今般、ニフティ株式会社において会社再編がございましたので、改めて総務大臣による指定の手続を行うというものでございます。

字ですとわかりにくいので、次の7ページに線表がございますので、そちらをごらんいただければと思っております。まず、ニフティ株式会社ですけれども、本年4月1日に法人向けクラウド事業を中心として提供いたします富士通クラウドテクノロジーズ株式会社という会社に衣がえしております。これは上の線表になりますけれども、その際、個人向けISP事業については、これは下の線表になりますが、新しく立ち上げられた会社と位置づけられるニフティ株式会社に譲渡するという再編を行ったところでございます。

これに伴いまして、上の線表になりますけれども、総務省では旧ニフティ株式会社、すなわち富士通クラウドテクノロジーズ株式会社が有料の利用者100万人以上の電気通信役務を提供しないことになりましたので、5月9日に指定を解除したところでございます。

一方、下のほうでございまして、利用者100万人以上の個人向けISP事業を譲り受けることになりました新しいニフティ株式会社につきましては、電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として、総務大臣による指定の対象となりました。これを受けまして、今回、所要の告示を改正することにいたしまして、総務大臣による指定を行うことについて諮問させていただきたいと考えているところでございます。

具体的な告示の案は次の9ページにございますが、改正案にありますとおり、ニフティ株式会社を追加するといった内容になっております。

施行期日につきましては、3ページに戻っていただきますが、一番下にございますように、指定することが適当と認めていただいた場合には、速やかに告示改正の手続を行いまして、公布の日から施行したいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたらよろしくお願いします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　　この案件に関してはごもっともで、特に問題はないと思っています。技術基準適合維持義務の対象とするということを知らなかったのが、確認したいことがあります。内容としては、消費者の利益に及ぼす影響が大きい役務を提供する事業者を対象として指定しますとある。何で指定するかというと、次の5ページにあるように、重大事故が増えているからですと書いてあって、指定することできちっとした規律、設備等を適切に管理して頂き、重大事故を防ぎたいという狙いだと思います。

質問は、重大事故は、いまだに増えているのか減っているのか、それから、ハードからソフトに重大事故の性質が変わりつつあるという話も伺いましたが、そうすると、こういう設備だけじゃなくて、将来的にはもっと何か追加的な対応を考えなきゃいけない状況が見えているのか、現状についての質問です。

○新美部会長　　よろしくお願いいたします。

○荻原電気通信技術システム課長　　まず、重大事故に関してですが、26年に法律を改正するころには、十数件毎年あるような、大体そんなペースで発生しておりました。最近では、こういったことも加えまして、事業者さんの努力もありまして、年に数件に減っているのが現状でございます。

今回、こういった技術基準適合維持義務を課す必要があると考えていますのは、重大事故に限らず、それに該当しないような事故でも、やはり利用者の方にいろんな影響が及ぶことが大きいので、電気通信設備をしっかりと管理していただくという趣旨で、そういったたくさんの方に影響が及ぶようなものは技術基準適合維持義務の対象とすべきじゃないかという趣旨でございます。

○新美部会長　　よろしいでしょうか。

○佐藤委員　　それなりに少しわかりました。ネットワーク社会というか、非常にネットワークがいろんなサービスを提供する中で、ネットワークの事故の影響が大きくなっているようにも思うので、そのような意識で質問させていただきました。

○荻原電気通信技術システム課長　　すいません、あともう一点、ソフトウェア化が進んでいて、事故もソフトウェアが原因の事故が多くなっているのではないかというお話がございましたけど、おっしゃっているとおりでございます。近年はソフトウェアのバグによる通信事故が占める割合が大きくなってきている状況でございます。特にソフトウェアのバグになりますと、発見するまでに時間がかかるので、実は利用者への影響というのは、時間的な意味合いではすごく大きく

なってくるので、技術基準についても、そういった電気通信サービスの提供のされ方の変化に応じて、将来的にはいろいろ検討していかなきゃいけない部分が出てくるだろうと感じております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○新美部会長 ありがとうございます。一応そのあたりも視野には入れているというお話だったと思いますが、ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。大谷さん、どうぞ。

○大谷委員 ご説明と資料もわかりやすく整理していただいたので、この指定の仕方などについても理解はできたのですが、今回、ニフティさんについては吸収分割という形をとられているので、法律上は、権利義務などについては分割計画書とか、分割契約に明示することによって、権利義務が承継されるという状態になるわけですが、それでも別法人は別法人なので、新たに告示より指定しなければいけないというわけですね。長年、電気通信事業を営んでいらっしゃる会社でもあって、技術基準等への適合性の義務ですとか、適合維持義務については、心配するところはないというのが実際のところだと思いますけれども、こういう空白時間ができてしまうのは、何か制度上の手当ての仕方というのはアイデアがないものでしょうかと思ひまして、規模が大きい事業者は大体歴史も長いので、法律上の義務などが課せられていなくても、自身の努力で利用者保護に資するような対応を常々心がけていただいているものですので、現実問題としては全く心配していないのですけれども、何か工夫はできないものなのかなと思ひて拝見した次第です。もし事務局で何かその点について検討された経緯などがありましたら、補足説明をいただくと幸いです。

○新美部会長 どうぞよろしく申し上げます。

○荻原電気通信技術システム課長 事業の開始の届け出申請につきましては事前届け出になっていますが、実はその後、名称の変更等をニフティさんがされたので、それが事後届になっていまして、なおかつそこまでの状況ですと、事業がどう継承されたのかどうかというのは、はっきり制度上は見えない状態になっていまして、そういう意味では少し時間差ができてしまうというのは、制度上はそういう形になっております。実際は、いろんな新聞報道ですとか、そういったところから任意にお話を伺うことはもちろん可能でして、そういう手順も踏んだわけですが、今回、この制度自体が実は変更して、改正して、スタートしてまだ2年ぐらいのところがありまして、こういったケースは初めてでございました。

今回、実は1つ難しいポイントがあったのは、会社の再編の日付が4月1日になったというところがございます、今回、改正する告示のもとになります電気

通信事業法の施行規則におきましては、加入者数の数字は、前年度末の数字で判断しなさいということが書かれております。3月31日までの事業実施者は、新しいニフティではないので、そこをどう整理するか、時間がかかったというのは、実態面としてはございます。

今回、電気通信役務自体を見れば、年度末に100万を超えているということがもちろん確認できますので、そういう意味で、そういった整理の時間がかかったということです。2度目はもうちょっと早くできると思います。

○新美部会長 よろしいでしょうか。なかなか制度的には難しいところがあったようですけど。どうぞ。

○大谷委員 ご説明を子細にお聞きして、理解できたつもりですが、実際には100万以上というか、もう200万の会員がいらっしゃるような会社さんですので、何とかそのまま、この事業を承継したタイミングで引き継げるように、特に重要性の高いこういった制度においては、あまり事務局がばたばたせずに引き継げるような仕組みをいずれは考えていく必要もあると感じた次第です。

以上です。

○新美部会長 ありがとうございます。大谷委員の問題意識と同様のことは私も感じておりまして、その辺はぜひ総務省のほうで、うまい手を考えておいていただきたいと思います。

ほかにご意見、ご質問がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は、明日6月24日から7月24日までといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。その旨決定することといたします。

エ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3095号】

○新美部会長 それでは、次の議題に移ります。諮問第3095号、電気通信番号規則等の一部改正について、総務省からまずは説明をお願いいたします。

○廣重電気通信技術システム課番号企画室長 それでは資料79-4「電気通信番号規則等の一部改正について」という資料をごらんください。

1枚めくっていただきまして、1枚目が諮問書になります。いわゆる電話番号、電気通信番号の規則を定める電気通信番号規則等の一部改正することをお諮りす

るというものでございます。

めくっていただきまして、4ページ目からその内容になります。諮問の背景・概要でございます。まず背景といたしましては、一昨年になりますけれども、平成27年12月、情報通信審議会答申におきまして、現在使用されていないFMC等専用番号（060番号帯）、060番号帯というのは、060で始まる11桁の電話番号でございますけれども、これを将来、携帯電話向けの番号として使用するということを見据えまして、留保することが適当というご意見をいただきました。これを踏まえまして、FMC等専用番号として用途が定められております060番号帯というものを、別の番号帯に移行させる、引っ越しさせるということの措置を検討したものでございます。

改正の概要でございますけれども、その下の部分ですが、電気通信番号規則を改正いたしまして、FMC等専用番号として、060番号帯から、4桁目が0になりますが、0600番号帯へ移行したいというものでございます。これにあわせまして、ユニバーサルサービスに係る負担金の対象を定めております基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則、これも改正を行いたいと考えております。また、諮問の対象外となりますが、電気通信事業報告規則についても整備をしたいと考えております。

施行の期日でございますが、公布の日から施行をしたいと考えております。

めくっていただきまして、まず、FMCサービスとは何かということをご説明したいと思っております。概要でございますけれども、まずFMC（Fixed-Mobile Convergence）、固定と移動の融合というものですけれども、複数の網、複数のネットワークを組み合わせ、1番号、1コールで音声を提供するサービスというものをFMCサービスと呼んでございます。

ネットワークのイメージを図にしておりますけれども、この下の3つのうち、一番左側の図を見ていただければと思いますが、移動網、移動ネットワークにつきましても、通常であれば携帯電話として070、あるいは080、090で始まる11桁の電話番号というのを定めております。一方、固定網というものは、0ABJ番号、例えば東京であれば、03で始まる10桁の電話番号を定めております。ネットワークに応じて番号が違うというのが通常でございます。これを同じ番号で、移動と固定を意識することなく1つの番号で発着信をしたいというのが、FMCサービスになります。電話をかける人にとりまして、FMCサービスの番号、今回060ですけれども、060番号を押せば、相手が屋外といえますか、移動網のもとにしようと、固定網を使おうと、とにかく相手に060でつながるといふものであります。

なぜこういうものを行ったかというものでございますが、この番号規則ができ

ましたのが10年前であります。当時は携帯電話が今ほど普及しておりませんので、かなり携帯電話を使うことも料金的にも難しかったということもございまして、自宅、あるいはオフィスにいる間には、固定網を有効利用したい、できるだけ料金の安い固定網を活用したいということで、できる限り同じ番号で固定網を使いたいというもとの、FMCサービスというのが規定されたものでございます。

ただ、ご承知のとおり、現在におきましては、携帯電話が1人1台普及ということになりますし、場合によっては自宅に固定網を持たないという方もいらっしゃいますので、当時想定したよりはFMCサービスというのは、あまり普及しておりません。NTTコミュニケーションズが、平成23年まで060でサービスをしておりましたが、これは終了しております。またNTTドコモは、現在は提供をしておりますが、これは携帯電話番号、070番号を流用して、FMCサービスができるようになってございますので、060ではなく070等の番号で提供しているものであります。したがって、現時点におきましてはFMCサービスの番号、060番号というのは現在全く使用している事業者はおりません。

ページをおめくりいただきまして、6ページ目でございます。携帯電話が逼迫しつつあるという状況を説明したものであります。0A0番号帯、この「A」というのは、1から9までの任意の数字ですけれども、0A0番号帯のうち、070、080、090で始まる11桁の電話番号というものは、携帯電話に今指定してございます。右下のグラフを見ていただくとわかりますとおり、携帯電話の利用拡大に伴いまして、番号もどんどん使われている状態になります。オレンジ色のグラフは、総務省の手元にある番号の在庫でございます。毎年、1,000万番号のペースで減少しておりまして、平成29年3月には2,590万番号という在庫になっております。今年になりまして、緑色の部分、6,800とありますけれども、020番号というデータ通信を主とする番号をつくりましたので、減少ペースは今後鈍化するかもしれませんが、いずれにせよ将来的には、携帯電話番号というのは枯渇のおそれがあると考えております。

左側の表を見ていただきますと、番号帯を010から090に並べておりますが、070、080、090は携帯電話、PHS、060のところにFMCサービスとありますが、将来、携帯電話番号が足りないということになりますと、090、080、070と来ましたので、次は060を使いたいというものでございます。

めくっていただきまして、7ページ目になります。0A0番号帯の番号の用途を模式化したものでございます。合計で11桁の番号ですので、左側に上3桁の番号を010から090まで縦に並べたもの、上に4桁目の番号を0から9まで並べたもの、5桁目以降の番号は省略しております。これによりまして、0A0

番号の用途を模式化した図でございまして、1つの枠、升目が1,000万番号の容量を持つものとなっております。

下から4番目の段を見ていただきますと、上3桁が、060、4桁目が1から9まで、この部分がFMCサービスと現在、枠をとっております。ただ、先ほど申し上げたように、枠はとっておりますが、実際に使用している事業者は、現在のところはありません。ただ、この番号を使いたい、FMCサービスを使いたいという事業者が今回あらわれましたので、将来、携帯電話にこの部分を使うということになりますと、引越しをさせたいということでございます。引越し先は赤枠で囲っておりますが、0600の番号帯、1,000万番号の容量ですけれども、ここに移したいというものでございます。

めくっていただきまして、移行先として0600が我々、最も適切と考えたところでございますが、幾つか候補を並べております。番号の容量の観点、移行後の誤認の問題、あるいはネットワークの改修というコストもろもろを踏まえますと、0600が最も適切ではないかと考えているところでございます。そもそも過去NTTコミュニケーションズが060番号帯でサービスをしたときには、104万番号まで使用されましたので、容量100万番号では少し心もとないということで、1,000万番号の容量が欲しいとなりますと、先ほどの図を見ていただきますと、0600、0500が有力候補になると。そのうち0500につきましては、IP電話に050が使われておりますので、ややネットワークに改修コストがかかるおそれがあるということと、あと、050のIP電話と誤認を起こすおそれがあるということで、結論といたしましては、0600が適当であろうと考えたところでございます。

次のページでございますが、9ページ目、一昨年の情報通信審議会の答申でございまして。先ほど申し上げましたように、060番号については将来携帯番号に使うように留保しなさいということでございますので、この内容に沿った改正と考えております。

10ページ目以降は、具体的な省令の改正の内容でございまして。繰り返しますが、電気通信番号規則、それから、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則につきましては諮問事項でございまして、具体的に番号帯を変更したいと考えてございます。また、報告規則に関しましては、諮問事項ではございませんが、番号帯を同じく変えたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○新美部会長　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。番号逼迫への対応ということでございますが、よろしいでしょうか。格別のご質問、ご

意見ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されております。これらの報道発表及び意見招請等の取り扱いについて、総務省からご説明をお願いいたします。

- 廣重電気通信技術システム課番号企画室長　本件につきましては、審議会の必要的諮問事項と諮問を要しない事項というもので構成されております。これらは相互に密接に関連しておりますので、報道発表及び意見招請につきましては、必要的諮問事項の部分も含めまして、一体として総務省が実施することにしたいと考えております。お認めいただければ、意見招請につきましては、明日から1カ月間、7月24日までのスケジュールで実施したいと考えております。

以上です。

- 新美部会長　本件の報道発表及び意見招請については、ただいまの総務省からの提案どおり、必要的諮問事項の部分も含めて、総務省が実施することを当部会で決定いたしまして、当部会としては諮問された案に対して提出された意見を踏まえ、必要的諮問事項については、電気通信番号委員会においても調査、検討していただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと存じますが、そのような扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 新美部会長　ありがとうございます。

なお、FMC等専用番号の移行に係る電気通信番号規則の改正に伴いまして、電気通信番号規則を引用します基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則についても、所要の改正を行う必要が生じますけれども、これはある意味で形式的な改正のみであるということから、ユニバーサルサービス委員会での調査は不要とさせていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 新美部会長　ありがとうございます。それでは、そのようなことでご了承いただきましたので、その旨決定することといたします。

なお、意見招請は先ほどもございましたように、明日6月24日から7月24日まで、総務省において実施していただければと存じます。よろしく申し上げます。

（4）報告事項

ユニバーサルサービス交付金制度に基づく合算番号単価の修正について

- 新美部会長　続きまして、報告事項に移りたいと存じます。ユニバーサルサービス交付金制度に基づく合算番号単価の修正について、総務省からご説明をお願い

いたします。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課の藤野でございます。よろしくお願いいたします。

「ユニバーサルサービス交付金制度に基づく合算番号単価の修正について」の資料により、ご説明させていただきたいと思えます。

表紙をめくっていただきまして、1 ページ目をご覧くださいと思います。こちらはユニバーサルサービス交付金制度、加入電話、公衆電話、緊急通報というユニバーサルサービスの赤字の一部を補填する制度として、このような交付金の制度がございますけれども、それに関するものでございます。昨年9月に諮問させていただき、11月に答申をいただきました案件がございました。これは平成29年の交付金の額、あるいはそれに伴う負担金の額等について認可を行う案件でございました。こちらの今回の報告の件は、それで認可をいたしました基礎的電気通信役務支援機関、これは具体的には電気通信事業者協会でございますが、こちらから通知を総務大臣のほうにいただいております。これについてのご報告でございます。

報告内容とあるところをご覧くださいと思いますが、支援機関である電気通信事業者協会様では、ユニバーサルサービス交付金のための負担金というものを、電気通信事業者から徴収してございます。徴収をする際の単位が電気通信番号の数になっておりまして、各電気通信番号ごとに各電気通信事業者が負担した負担金について、また各ユーザーに転嫁するようになってございますので、月々の固定、あるいは携帯電話の請求が来たときに、ユニバーサルサービス料として、月々2円というのがあるのかわかるかと思えますけれども、これを決めているのが、こちらの合算番号単価でございます。

この合算番号単価は、年に2回算定していくという手続になってございまして、現在、適用されていますのは、今年の1月からの合算番号単価です。これをどういうふうに算定するかにかかわるものですが、最後の3つ目の丸のところをご覧くださいと思います。今2円となっておりますけれども、具体的な計算をしたときには、合算番号単価は2.363円余りとなってございました。これは1番号当たりで負担いただくときには、端数をつけたままではいけませんので、2円に丸めていたわけですね。そうすると、当然ながら徴収不足になるということが見込まれていたわけです。この合算番号単価について、今回、4月の時点で再算定した結果、やはり徴収不足になりますということなので、今年の7月からこの番号単価を3円として徴収させていただくということでございます。具体的な算定の数値は、こちらは2ページに書かせていただいておりますけれども、今回のご報告の件は、2円が7月から3円になりますというものでございました。

よろしくお願ひいたします。

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。どうぞ。

○佐藤委員 もしかしたら詳細を理解していないので、確認させていただきます。ユニバーサルサービス基金の一部負担があつて、負担の金額が毎年計算される。半年ごとかわかりませんが計算されて、それを使っている電話番号数で割つて、1番号あたり幾らの負担になるかを計算されていますと。計算どおりの数字なので、問題は感じているわけではありませんが、確認事項として、現状どういうトレンドにありますか。例えば2円ちょっとから3円弱になつたということは、ユニバーサルサービス基金（負担額）の伸びのほうが、番号の伸びよりも大きいから単金が上がるという理解でいいのか。もう一つの質問は、ユニバーサルサービス基金の番号当たりの単金や関連事項のトレンドについて。例えば番号はこれから増えていきますか。ユニバーサルサービス基金のほうも、例えば増える傾向にありますか。単金は、ここ数年のトレンドで見ると、今後とも若干増える方向にあると理解しておいたほうがよいのか。番号単金に関連する状況を教えていただければと思います。一番初めの確認は、番号の伸びよりも基金の伸びのほうが大きいから単金が増えるのでしょうかということの確認と、あと全体のトレンドについて。

○藤野料金サービス課長 若干違うのですね。これは、今年分の合算番号単価を計算したときに端数だつたということです。したがいまして、2.363円というのを1番号当たりで徴収していただくということが可能ならばそれでもいいのかもしれないのですけれども、円というのは整数でなければいけないというので、とりあえず2.363円を2円にしました。ところが、やっぱりそうしたら足りなくなつてきたので3円にしたということなので、来年もずっとこうなるということの意味するわけではないのです。

なので、来年は来年で算定しますが、また2円に戻つたりとか、ということはありませんので、そのときに算定することになると思いますが、ただ、最近のトレンドでどういった状況かと申しますと、ちょっと数年前からさかのぼりますと、平成24年は、最初は5円でした。それが取り過ぎたので3円になりました。25年は3円です。26年もずっと3円です。27年はずっと2円でした。28年は最初2円で、また3円になりました。今回また2円になりました。そんな感じですので、何か登り基調とか下り基調というのがすごく見えているわけではございませんが、今回に限って申し上げますと、2円と3円の間だつたので、前半2円にしましたけど、後半3円にさせていただきますと、そんなことでございます。

○佐藤委員 もう少しだけ確認すると、例えば2.3円だけど2円取りましたというのと、0.3円分が1番号当たり足りなくなり、NTTのユニバーサルサービス基

金の支払い額は例えばもう決まっているものだとすると、その足りない分の補填を、後払いになるのかちょっとわかりませんが、その仕組みがどうなっているのかについて。

○藤野料金サービス課長 交付金の額というものの全体は、これは去年のプロセスで決まりました。その際は、予測番号数から単価を算定して行って、当初から途中から上がるだろうなという見込みはあったのですけれども、それが具体的にやっぱりそうになりましたということが起こったということです。

ですので、今度はどうなりますかというのは、ユニバーサルサービスの赤字として補填する額について、これはLRICでも算定して、赤字も全部ではなくてその一部についてなんですけれども、具体的な申請があって、こちらに諮問させていただいてご審議いただくということになると思います。

○佐藤委員 少しわかりました。もう少し勉強します。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○新美部会長 ほかにご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

閉 会

○新美部会長 それでは、以上で本日の審議は終了ということにさせていただきます。委員の皆様から全般にわたってご発言のご希望がありましたら、どうぞ、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、事務局から何かございましたらよろしく申し上げます。

○東情報流通行政局総務課課長補佐 事務局のほうから1点だけ、次回の日程ですが、9月1日金曜日の日程を予定してございます。時間帯等含めて詳細につきましては、また別途ご連絡を差し上げますので、皆様方、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○新美部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議は終了いたします。活発なご議論をありがとうございました。

(以 上)